

**廿日市市地域公共交通計画「別紙」
(地域内フィーダー系統確保維持計画「令和7年度～9年度」) について**

1 要旨

廿日市市内を運行している次の路線について、令和7～9年度の地域内フィーダー系統確保維持計画を策定する。

- (1) 廿日市地域市自主運行バス（廿日市さくらバス：阿品台ルート）
- (2) 廿日市地域市自主運行バス（廿日市さくらバス：宮内ルート）
- (3) 廿日市地域市自主運行バス（廿日市さくらバス：原ルート）
- (4) 佐伯地域デマンド交通（玖島・友和線）
- (5) 佐伯地域デマンド交通（所山線）
- (6) 佐伯地域デマンド交通（浅原線）
- (7) 佐伯地域デマンド交通（中道・栗栖線）
- (8) 吉和地域デマンド交通（吉和線）

2 策定する理由

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受け、廿日市市内の生活交通を維持していくため、計画を策定するものである。

3 計画の内容

別紙のとおり

廿日市市地域公共交通計画「別紙」

令和 6 年 6 月 ● 日

(名称) 廿日市市公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○廿日市地域

地域の公共交通として、鉄道は J R 山陽線及び広島電鉄宮島線の 2 つの路線がある。民間バス路線は、広島電鉄㈱が阿品台団地線と四季が丘団地線、広島市を結ぶ市内直通便を運行しており、市自主運行バスは、居住地と各拠点を結ぶように阿品台ルート、宮内ルート、佐方ルート、原ルートを運行している。

都市拠点や地区拠点や生活拠点に住む住民が、路線バス等で通院・買い物・通学での移動など、日常生活を送る上で地域の公共交通を、維持確保していく必要があるが、地域公共交通確保維持改善事業幹線系統に該当するバス路線と接続するバス路線のうち、運賃収入のみでは維持していくことが困難なバス路線については、国と連携して支援することで地域公共交通を継続的に確保する。

○佐伯地域

地域の公共交通として、民間バス路線は、広島電鉄㈱が佐伯地域と廿日市地域を結ぶ広電バス津田線を運行しており、市自主運行バスは、路線定期運行として佐伯さくらバス玖島線と浅原線を運行している。また、区域運行として、佐伯デマンドバス玖島・友和線、所山線、浅原線、中道・栗栖線を運行している。

佐伯地域は中山間部に位置し、マイカーを自由に利用できない高齢者や通学者にとってはこの路線が唯一の移動手段となっており、通院・買い物・通学での移動など、日常生活を送る上で地域の公共交通は、維持確保していく必要があるが、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

○吉和地域

地域の公共交通として、石見交通㈱が広島市と益田市を結ぶ広益線を運行し、吉和サービスエリアに乗り入れている。市自主運行バスは、吉和地域と佐伯地域とを結ぶ吉和さくらバス（路線定期運行）を運行している。また、N P O 法人ほっと吉和が主体となって、自家用有償旅客運送により地域内巡回バスとデマンドカーを運行している。

吉和地域は、中山間部に位置し、マイカーを自由に利用できない高齢者等にとっては通院・買い物等での移動など、日常生活を送る上で地域の公共交通は、維持確保していく必要があるが、交通事業者や自治体の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

各事業における主な目的を踏まえ、評価指標と目標を以下の通り設定する。評価指標はモニタリングに大きな費用が発生せず、把握しやすい指標となるよう考慮した。

廿日市地域

<主な目標>

- ・利便性の向上（日常生活行動に合致したダイヤの設定、鉄道及び幹線路線バスとの乗り継ぎ改善、民間路線バスとのダイヤの調整等）による高齢者等を中心とした住民の外出機会の増加
- ・持続可能なサービスとするための運行の効率化

<評価指標と目標値>

【廿日市地域市自主運行バス】

評価指標	系統	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
利用者数	廿日市さくらバス 阿品台ルート	57,700 人/ 年	58,600 人/ 年	58,600 人/ 年	
	廿日市さくらバス 宮内ルート	27,800 人/ 年	28,200 人/ 年	28,200 人/ 年	
	廿日市さくらバス 原ルート	32,900 人/ 年	33,300 人/ 年	33,300 人/ 年	
評価指標	系統	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
財政支出額	廿日市さくらバス 阿品台ルート	20,381 千円以下	20,077 千円以下	20,077 千円以下	
	廿日市さくらバス 宮内ルート	19,864 千円以下	19,576 千円以下	19,576 千円以下	
	廿日市さくらバス 原ルート	18,661 千円以下	18,461 千円以下	18,461 千円以下	
評価指標	系統	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
収支率	廿日市さくらバス 阿品台ルート	13.2% 以上	13.4%以 上	13.4%以 上	
	廿日市さくらバス 宮内ルート	13.6% 以上	13.8%以 上	13.8%以 上	
	廿日市さくらバス 原ルート	18.5% 以上	18.7%以 上	18.7%以 上	

※収支率は経常費用に占める経常収益の割合により算出

佐伯地域

<主な目標>

- ・利便性の向上（日常生活行動に合致したダイヤの設定、幹線路線バスとの乗り継ぎ改善、既存の交通空白地域や個別施設への乗り入れ等）による高齢者等を中心とした住民の外出機会の増加
- ・持続可能なサービスとするための運行の効率化

<評価指標と目標値>

【佐伯地域デマンド交通】

評価指標	系統	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
利用者数	玖島・友和線	1,062 人/年	1,071 人/年	1,071 人/年	
	所山線	116 人/年	117 人/年	117 人/年	
	浅原線	1,283 人/年	1,304 人/年	1,304 人/年	
	中道・栗栖線	266 人/年	266 人/年	266 人/年	
評価指標	路線	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
財政支出額	玖島・友和線	2,866 千円以下	2,835 千円以下	2,835 千円以下	
	所山線	1,488 千円以下	1,471 千円以下	1,471 千円以下	
	浅原線	2,477 千円以下	2,448 千円以下	2,448 千円以下	
	中道・栗栖線	1,127 千円以下	1,127 千円以下	1,127 千円以下	
評価指標	系統	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
収支率	玖島・友和線	5.95% 以上	6.0% 以上	6.0% 以上	
	所山線	4.25% 以上	4.3% 以上	4.3% 以上	
	浅原線	3.05% 以上	3.1% 以上	3.1% 以上	
	中道・栗栖線	1.0% 以上	1.0% 以上	1.0% 以上	

※収支率は経常費用に占める経常収益の割合により算出

吉和地域**<主な目標>**

- ・高齢者等を中心とした住民の利便性の向上（日常生活行動に合致したダイヤの設定等）
- ・持続可能なサービスとするための運行の効率化
- ・令和5年5月供用開始の「吉和ふれあい交流センター」や診療所の開所時間等を考慮したダイヤの設定

<評価指標と目標値>**【吉和地域デマンド交通】**

評価指標	路線	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
財政支出額	吉和線	1,461 千円以下	1,446 千円以下	1,446 千円以下	
評価指標	路線	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
利用者数	吉和線	786 人/年	794 人/年	794 人/年	
評価指標	系統	目標値			備考
		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	
収支率	吉和線	9.5% 以上	9.6% 以上	9.6% 以上	

※収支率は経常費用に占める経常収益の割合により算出

(2) 事業の効果 <効果> ・通勤・通学・通院・買い物での移動など、日常生活を送る上で必要不可欠な移動手段の確保 ・高齢者等を中心とした住民の外出機会の増加 ・鉄道や幹線バス路線と連携したネットワーク形成による交流人口の拡大と地域活性化
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ・市自主運行バスの実態調査やデマンド交通の予約データを元に利用状況を把握、分析する。(事務局) ・交通事業者や地域との連携により利用実態やニーズの把握を行い、必要に応じて運行ダイヤやルートの改正を行う。(交通事業者、地域、事務局) ・地域福祉推進会議(市会議)等と協議することにより、利用促進を図る。(事務局)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る廿日市市自主運行バスである廿日市さくらバス「阿品台ルート」、「宮内ルート」、「原ルート」、佐伯デマンドバス「玖島・友和線」、「所山線」、「浅原線」、「中道・栗栖線」及びNPO法人ほっと吉和が運行する「ほっとバス」の運行に係る費用総額のうち、廿日市市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・アンケート調査による利用実態・ニーズの把握 ・啓発活動の実施 ・キャッシュレス決済機器の導入
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成23年 6月30日 平成23年度第1回協議会において、地域内フィーダー計画を承認済

（運行予定者については、これまでの路線定期運行においての実績、安全に対する取り組み、運行管理体制、苦情処理体制、営業所及び車庫の位置などからの判断を行い、運行事業者を選定。）

平成25年 1月18日 平成24年度第3回協議会において、佐伯地域デマンド型乗合交通実証運行計画及び地域内フィーダー計画の変更について承認

平成25年 3月26日 平成24年度第4回協議会において、佐伯地域及び吉和地域デマンド型乗合交通運行計画及び地域内フィーダー計画の変更について承認

平成25年 6月24日 平成25年度第1回協議会において、佐伯地域デマンド型乗合交通運行計画及び地域内フィーダー計画「平成25～27年度」の変更及び地域内フィーダー計画「平成26～28年度」について承認

平成26年 6月30日 平成26年度第1回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成27年～29年」について承認

平成27年 1月 6日 平成26年度第5回協議会（書面審議）において、平成26年度計画の事業評価について承認

平成27年 6月30日 平成27年度第3回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成28年～30年」について承認

平成27年 7月30日 平成27年度第4回協議会において、佐伯地域デマンド型乗合交通運行計画の変更について承認

平成27年 8月20日 平成27年度第5回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成27～29年度」及び地域内フィーダー計画「平成28～30年度」の変更について承認

平成28年 1月12日 平成27年度第7回協議会（書面審議）において、平成27年度計画の事業評価について承認

平成28年 6月28日 平成28年度第1回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成29年～31年」について承認

平成29年 1月10日 平成28年度第3回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成29年～31年」の変更及び平成28年度計画の事業評価について承認

平成29年 8月22日 平成29年度第1回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成30年～32年」について承認

平成30年 1月11日 平成29年度第3回協議会（書面審議）において、平成29年度計画の事業評価について承認

平成30年 6月25日 平成30年度第1回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成31年～33年」について承認

平成30年 9月27日 平成30年度第2回協議会において、中山間部バス路線再編に伴う運行計画等について承認

平成30年12月28日 平成30年度第3回協議会（書面審議）において、平成30年度計画の事業評価について承認

平成31年 1月15日 平成30年度第4回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「平成31～33年度」の変更について承認

令和元年 6月21日 令和元年度第1回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「令和2～4年度」について承認

令和元年12月18日 令和元年度第4回協議会において、津田～吉和間自主運行バスの運行計画変更および令和元年度計画の事業評価について承認

令和2年 2月21日 令和元年度第5回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「令和2～4年度」の変更について承認

令和2年 7月30日 令和2年度第1回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「令和3～5年度」について承認

令和2年12月18日 令和2年度第3回協議会において、広島電鉄（株）が運行する佐伯（津田）線の減便について、NPO法人ほっと吉和による自家用有償旅客運送について及び令和2年度地域公共交通確保維持改善計画（佐伯地域・吉和地域に係る地域内フィーダー系統）の事業評価について承認

令和3年 6月22日 令和3年度第1回協議会（書面審議）において、地域内フィーダー計画「令和4～6年度」について承認

令和3年12月24日 令和3年度第4回協議会において、佐伯交通が運行する佐伯地域自主運行バス玖島線の路線延伸について及び令和3年度地域公共交通確保維持改善計画（佐伯地域・吉和地域に係る地域内フィーダー系統）の事業評価について承認

令和4年6月24日 令和4年度第1回協議会において、地域内フィーダー計画「令和5～7年度」について承認

令和5年1月27日 令和4年度地域公共交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統「佐伯地域・吉和地域系統」）の事業評価について承認

令和5年6月30日 令和5年度第2回協議会において、地域内フィーダー計画「令和6～8年度」について承認

令和5年10月31日 令和5年第5回協議会において、廿日市市地域公共交通計画「別紙」として承認

令和5年12月18日 令和5年度第6回協議会（書面審議）において、「地域内フィーダー系統確保維持計画変更」について承認

令和6年1月22日 令和5年度第7回協議会（書面審議）において、「令和5年度地域公共交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統「佐伯地域・吉和地域系統」の事業評価）」について承認

令和6年6月25日 令和6年度第2回協議会において、「廿日市市地域公共交通計画「別紙」（地域内フィーダー系統確保維持計画「令和7年～9年度」）」について承認

※毎年6回程度開催予定

19. 利用者等の意見の反映状況

・平成22年7月から8月にかけて、廿日市市生活交通再編計画（廿日市市地域公共交通総合連携計画）策定に当たり各種調査を実施

- (1) アンケート調査
- (2) 意見交換会（聞き取り調査）※
- (3) ヒアリング調査
- (4) 民生委員調査
- (5) 乗降調査

※意見交換会（聞き取り調査）での主な意見の内容と対応

- ・平成24年2月にデマンド型乗合交通利用者アンケート調査実施（利用登録済み495世帯）
- ・平成24年6月8日に吉和地域協議会、6月14日に佐伯地域協議会開催。
- ・平成24年6月下旬に、佐伯地域花上地区において、利用登録世帯を対象に戸別訪問実施。
- ・平成24年7月18日～20日にかけて、吉和地域の各集会所（7会場）において、ダイヤ改正内容についての説明会を実施。
- ・平成24年11月上旬に、佐伯地域花上地区において、利用登録世帯を対象に戸別訪問実施。
- ・平成24年12月17日に佐伯地域協議会開催。
- ・平成25年2月下旬に、佐伯地域所山地区において、利用登録世帯を対象に戸別訪問実施。

- ・平成25年3月中旬に、佐伯地域友和地区の各集会所（3会場）において、ダイヤ改正内容についての説明会を実施。
- ・平成26年4月上旬に、佐伯地域の民生委員・児童委員協議会において、説明用動画を用いてデマンド型乗合交通の利用方法を説明。
- ・平成26年11月6日に、(有)津田交通および吉和支所を訪問し事業者と支所担当者へのヒアリングを実施。
- ・平成27年6月下旬から7月下旬にかけ、市内居住者、民生委員、高校生とその保護者を対象とした各種アンケート調査を実施。
- ・平成28年度に年間を通じて、佐伯地域の交通事業者、地域支援員、支所担当者より、運行ダイヤや利用方法についての改善意見を聴取。
- ・平成29年3月8日に吉和地域協議会、3月9日に佐伯地域協議会を開催。
- ・平成29年12月26日に佐伯地域協議会、平成30年1月25日に吉和地域協議会を開催。
- ・平成30年4月23日の佐伯地域コミュニティ推進団体連絡協議会において、中山間部バス路線再編の概要を説明。
- ・平成30年10月11日～10月25日にかけて、佐伯地域4箇所、吉和地域1箇所で中山間部バス路線再編に伴う運行計画等についての説明会を実施。
- ・平成31年1月15日に佐伯地域中道地区において、支所担当者とヒアリングを実施。
- ・平成31年1月21日に佐伯地域玖島地区において、中山間部バス路線再編に関する意見交換会を実施。
- ・平成31年2月8日に佐伯地域中村地区において、中山間部バス路線再編に関する説明会を実施。
- ・令和元年7月22日に佐伯地域浅原において、地域住民とヒアリングを実施。
- ・令和元年11月5日に吉和地域において、地域住民とヒアリングを実施。
- ・令和2年2月18日に吉和地域において、ダイヤ改正内容についての説明会を実施。
- ・令和2年3月29日に中山間部バス路線再編を実施。
- ・令和4年2月上旬から3月下旬にかけ、無作為に抽出した市民、デマンドバスの利用登録者、バス利用者を対象とした各種アンケート調査を実施。交通事業者にもヒアリングを実施。

・令和5年6月12日～7月11日の期間中、廿日市市地域公共交通計画（案）についてパブリックコメントを実施。

・令和5年6月28日に佐伯地域において、公共交通計画の再編について地元地域代表者等に対して説明会を実施。

・令和5年6月17日に阿品台地域において、ダイヤ改正内容についての説明会を実施。

・令和5年6月27日に阿品台北地域において、ダイヤ改正内容についての説明会を実施。

・令和5年7月2日に宮園・四季が丘地域において、ダイヤ改正内容についての説明会を実施。

※今後3年間にわたり、毎年度、アンケート調査、ヒアリング調査等を実施するとともに、その結果をもとに計画内容の見直しを行う。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

(所 属) 廿日市市建設部交通政策課 (事務局)

(氏 名) 渡邊 一真

(電 話) 0 8 2 9 - 3 0 - 9 1 7 8

(e-mail) kotsuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

議案第3号 別紙2

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特別 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
				起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系 統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
廿日市市	佐伯交通(有)	(1)	所山線		所山方面		往 km 復 km	148日	1184回		区域運行	①	接続場所:さいき文化センター 接続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(2)	玖島・友和線		玖島・友和方面 友田・河津原方 面		往 km 復 km	294日	1756回		区域運行	①	接続場所:津田・玖島分れ 接 続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	(有)津田交通	(3)	浅原線		浅原方面		往 km 復 km	199日	1393回		区域運行	①	接続場所:さいき文化センター 接続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
		(4)	中道・栗栖線		中道・栗栖方 面		往 km 復 km	95日	475回		区域運行	①	接続場所:さいき文化センター 接続系統:広島電鉄津田線 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	特定非営利活動 (NPO)法人ほっと吉 和	(5)	吉和線		上吉和・下吉和 方面		往 km 復 km	293日	744回		区域運行	①・②(1)	①接続場所:吉和サービスエリ ア 接続系統:石見交通広益線 ②接続場所:頓原、福祉セン ター等 接続系統:津田～吉和 間自主運行バス 乗り継ぎに適したダイヤの設定	③
	(株)廿日市カープタ クシー	(6)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	阿品台北	日赤看護大学	JR阿 品駅	往6.9km 復 km	365日	792.5回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(7)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	JR阿品 駅	広電阿品駅	阿品 台北	往6.4km 復 km	365日	552.5回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(8)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	阿品台 北	JA広島総合病 院	廿日 市市 役所 前駅	往11.5km 復 km	365日	245.0回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(9)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	廿日市 市役所 前駅	JA広島総合病 院	阿品 台北	往11.3km 復 km	365日	245.0回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	

廿日市市	(株)廿日市カープタ クシー	(10)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	廿日市 市役所 前駅	四季が丘一丁 目・日赤看護大 学	JA広島 総合病 院	往18.0km 復 km	240日	120.0回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(11)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	JA広島 総合病 院	日赤看護大学・ 四季が丘一丁目	廿日 市市 役所 前駅	往20.1km 復 km	240日	120.0回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(12)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	廿日市 市役所 前駅	JA広島総合病 院・日赤看護大 学	四季 が丘 一丁 目	往14.2km 復 km	240日	120.0回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(13)	廿日市さくらバス阿品台 ルート	廿日市 市役所 前駅	四季が丘一丁 目・日赤看護大 学・JA広島総合 病院	廿日 市市 役所 前駅	往22.5km 復 km	240日	120.0回	○	路線定期	①	①接続場所:広電阿品駅 接続系統:おおのハートバス バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(14)	廿日市さくらバス宮内ルー ト	廿日市 市役所 前駅	四季が丘・宮内 串戸駅	JA広島 総合病 院	往15.7km 復 km	240日	120.0回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津 田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(15)	廿日市さくらバス宮内ルー ト	宮内串 戸駅	四季が丘・陽光 台四丁目	廿日 市市 役所 前駅	往13.9km 復 km	119日	178.5回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津 田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(16)	廿日市さくらバス宮内ルー ト	廿日市 市役所 前駅	四季が丘	宮内 串戸 駅	往14.7km 復 km	359日	418.5回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津 田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタ クシー	(17)	廿日市さくらバス宮内ルー ト	宮内串 戸駅	四季が丘	宮内 串戸 駅	往11.3km 復 km	240日	120.0回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津 田)線 バス停留所の共有	

廿日市市	(株)廿日市カープタクシー	(18)	廿日市さくらバス宮内ルート	JA広島総合病院	六本松口・宮内串戸駅	廿日市市役所前駅	往11.5km 復 km	240日	240.0回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタクシー	(19)	廿日市さくらバス宮内ルート	廿日市市役所前駅	六本松口	JA広島総合病院	往11.8km 復 km	240日	240.0回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタクシー	(20)	廿日市さくらバス宮内ルート	宮内串戸駅	六本松口・宮内串戸駅	廿日市市役所前駅	往10.4km 復 km	359日	179.5回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタクシー	(21)	廿日市さくらバス宮内ルート	廿日市市役所前駅	六本松口	宮内串戸駅	往10.8km 復 km	119日	59.5回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタクシー	(22)	廿日市さくらバス宮内ルート	四季が丘	陽光台四丁目・宮内串戸駅	廿日市市役所前駅	往9.1km 復 km	240日	120.0回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタクシー	(23)	廿日市さくらバス宮内ルート	四季が丘	陽光台四丁目	宮内串戸駅	往5.7km 復 km	119日	59.5回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津田)線 バス停留所の共有	
	(株)廿日市カープタクシー	(24)	廿日市さくらバス宮内ルート	宮内串戸駅	陽光台四丁目・宮園二丁目	四季が丘	往5.7km 復 km	240日	240.0回	○	路線定期	①	①接続場所:宮内串戸駅 接続系統:広島電鉄(佐伯(津田)線 バス停留所の共有	

	廿日市交通(株)	(25)	廿日市さくらバス原ルート	JR廿日市駅北口	陽光台中央・原市民センター	川末	往8.7km 復 km	365日	182.5回	○	路線定期	①	①接続場所:JR廿日市駅北口 接続系統:廿日市さくらバス佐方ルート バス停留所の共有	
	廿日市交通(株)	(26)	廿日市さくらバス原ルート	川末	原市民センター・陽光台中央	廿日市市役所前駅	往11.9km 復 km	365日	365.0回	○	路線定期	①	①接続場所:JR廿日市駅北口 接続系統:廿日市さくらバス佐方ルート バス停留所の共有	
	廿日市交通(株)	(27)	廿日市さくらバス原ルート	廿日市市役所前駅	陽光台中央・原市民センター	川末	往12.1km 復 km	365日	912.5回	○	路線定期	①	①接続場所:JR廿日市駅北口 接続系統:廿日市さくらバス佐方ルート バス停留所の共有	
	廿日市交通(株)	(28)	廿日市さくらバス原ルート	上川末	原市民センター・陽光台中央	廿日市市役所前駅	往12.4km 復 km	365日	365.0回	○	路線定期	①	①接続場所:JR廿日市駅北口 接続系統:廿日市さくらバス佐方ルート バス停留所の共有	
	廿日市交通(株)	(29)	廿日市さくらバス原ルート	廿日市市役所前駅	陽光台中央・原市民センター	上川末	往12.6km 復 km	365日	182.5回	○	路線定期	①	①接続場所:JR廿日市駅北口 接続系統:廿日市さくらバス佐方ルート バス停留所の共有	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

議案第3号 別紙3

市区町村名	廿日市市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	32,995
交通不便地域等	10,942

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
529	旧吉和村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
1,453	旧宮島町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
8,960	旧佐伯町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
廿日市市地域公共交通利便増進計画	令和5年11月27日	令和6年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）